◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（法律第九六号）（厚生労働省）

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正関係

1　医薬品の確保に係る国の責務

国の責務について、感染症に係る医療のための医薬品の安定供給の確保を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めることを追加するものとした。（第三条第三項関係）

2　第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関

(一)　10の(一)の通知又は10の(三)の医療措置協定（それぞれ10の(一)の(1)に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所を「第一種協定指定医療機関」というものとした。（第六条第一六項関係）

(二)　10の(一)の通知又は10の(三)の医療措置協定（それぞれ10の(一)の(2)又は(3)に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき、14の(一)の新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者（以下「外出自粛対象者」という。）が受ける医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局を「第二種協定指定医療機関」というものとした。（第六条第一七項関係）

(三)　第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関は、都道府県知事が行う指導に従わなければならないものとした。（第三八条第七項及び第八項関係）

3　基本指針及び予防計画

(一)　厚生労働大臣が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）について、次に掲げる事項を新たに定めるものとしたほか、基本指針の変更について規定を整備するものとした。（第九条第二項及び第三項関係）

(1)　感染症及び病原体等に関する情報の収集に関する事項

(2)　感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

(3)　感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

(4)　宿泊施設の確保に関する事項

(5)　外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

(6)　18の(一)の厚生労働大臣による総合調整若しくは厚生労働大臣の指示又は24の(一)の都道府県知事による総合調整若しくは24の(五)の都道府県知事の指示の方針に関する事項

(7)　20の(一)の感染症対策物資等の確保に関する事項

(8)　感染症の予防に関する人材の資質の向上に関する事項

(9)　感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

(10)　緊急時における病原体等の検査の実施のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

(二)　都道府県が基本指針に即して定めることとされている感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）においては、当該都道府県における次に掲げる事項を新たに定めるものとした。（第一〇条第二項関係）

(1)　感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

(2)　病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(3)　感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

(4)　感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

(5)　宿泊施設の確保に関する事項

(6)　外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

(7)　24の(一)の都道府県知事による総合調整又は24の(五)の都道府県知事の指示の方針に関する事項

(8)　感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

(9)　感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

(10)　緊急時における病原体等の検査の実施のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

(三)　保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならないものとし、その予防計画は、当該保健所設置市等における次の(1)から(4)までの事項を定めるものとし、次の(5)及び(6)の事項を定めるよう努めるものとした。（第一〇条第一四項～第一六項関係）

(1)　地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項

(2)　(二)の(2)、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項

(3)　緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

(4)　病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

(5)　(二)の(1)及び(5)に掲げる事項

(6)　感染症に関する知識の普及に関する事項

(四)　保健所設置市等は、基本指針又は当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画が変更された場合には、当該保健所設置市等が定める予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとした。保健所設置市等が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも同様とするものとした。（第一〇条第四項及び第一八項関係）

(五)　厚生労働大臣は、予防計画の作成の手法等について、都道府県及び保健所設置市等に対し、必要な助言をすることができるものとした。（第一〇条第五項及び第一八項関係）

(六)　都道府県及び保健所設置市等は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その区域内の感染症の予防に関する施策の整合性の確保及び専門的知見の活用を図るため、あらかじめ、4の(一)の都道府県連携協議会において協議しなければならないものとし、医療法に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する都道府県行動計画又は市町村行動計画との整合性の確保を図らなければならないものとした。（第一〇条第六項、第八項、第一七項及び第一八項関係）

(七)　保健所設置市等は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを都道府県に提出しなければならないものとし、当該提出を受けた都道府県は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならないものとした。（第一〇条第九項及び第一八項関係）

(八)　厚生労働大臣は都道府県に対し、都道府県は保健所設置市等に対し、それぞれ提出を受けた予防計画又は(九)の報告について、必要があると認めるときは、助言、勧告又は援助をすることができるものとした。（第一〇条第一〇項、第一三項及び第一八項関係）